

## 立川女子高等学校後援会会則

### (組織)

**第1条** 本会は、立川女子高等学校後援会(以下、後援会という)と称し、第4条第1項に定める会員をもって組織し、事務局を学校法人村井学園(以下、学園という)内に置く。

### (目的)

**第2条** 後援会は、立川女子高等学校(以下、本校という)の発展を期するため、教育活動および教育上の施設設備の拡充に対して協力支援する。

### (事業)

**第3条** 後援会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在校生に対する育英事業
- (2) 生徒の体育・文化活動に対する補助
- (3) 本校の教育上の施設設備の拡充に対する寄付
- (4) 本校が行う募金活動の支援
- (5) その他

### (会員)

**第4条** 後援会の会員(以下、会員という)は、後援会の目的に賛同する以下のもので、後援会会員としてふさわしいと会長が認めたものとする。

- (1) 在校生の保護者
  - (2) 卒業生
  - (3) 教職員(退職者も含む)
  - (4) 上記以外の一般個人
  - (5) 法人・団体
2. 前項第1号を保護者会員、第2号乃至第4号を個人会員、第5号を法人会員という。
  3. 会員は、所定の加入申込書を提出し、次条に定める後援会費(以下、会費という)を納入しなければならない。ただし、保護者会員については、入学時に提出する確認書をもって加入申込書に代えることとする。
  4. 会員には会員会則と証を交付する。

### (会費)

**第5条** 会費は、毎年、4月1日より翌年3月末日までを1年とし、年額を以下のとおりとする。

- (1) 保護者会員 生徒一人につき 12,000 円
- (2) 個人会員 一口 1,000 円とし、1 口以上
- (3) 法人会員 一口 20,000 円とし、1 口以上
2. 保護者会員の会費は、授業料納入パターンに合わせ、毎月 1,000 円相当を、授業料等と共に口座振替により納付する。
3. 個人会員、法人会員の会費は、一括納付を原則とし、入会后速やかに当該年度分を納付し、以降は原則として毎年 4 月末日までに当年度分を納付する。

(退会)

**第6条** 下記に該当する場合は、会員資格を喪失し、退会となる。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 会費が未納となったとき
- (3) 保護者会員あつては、生徒が在籍しなくなったとき
- (4) 会員としてふさわしくないと認められるとき
2. 原則として、納入済みの会費は返却しない。

(会員の特典)

**第7条** 会員は次の特典を有する。

- (1) 学校施設の利用
- (2) 本校および付属幼稚園に入学、入園を希望する会員の親族等の入学・入園相談
- (3) 本校情報の提供
- (4) 提携店舗等の紹介
2. 前項第 1 号に定める諸施設の利用にあたっては、学園の「施設利用規程」に依る。

(役員)

**第8条** 後援会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営員 若干名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 監事 2 名
2. 役員は総会で会員の中から選出し、分掌は役員会で決定する。

(役員任期)

**第9条** 役員任期は 2 年後の定期総会終了時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

**第10条** 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、後援会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 運営委員は、会務の運営にあたる。
- (4) 事務局長は、後援会の庶務、会計事務の統括を行う。
- (5) 監事は、後援会の事業、会計事務を監査し、その結果を総会で報告する。

(顧問・相談役)

**第11条** 後援会には顧問・相談役を置くことができる。

2. 顧問・相談役は、役員会の推薦を得て総会で決定する。
3. 顧問・相談役は、役員会の要請により、役員会、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

**第12条** 総会は毎年度1回、原則として4月から6月までの間に開催する「定期総会」と、必要に応じ役員会の決議により会長が招集する「臨時総会」とする。

1. 総会は、前年度末現在に会員資格を有し、かつ開催日において会員資格を有する第5条に定める会員により構成する。
2. 定期総会では次の事項を行う。
  - (1) 役員決定
  - (2) 予算・決算の承認
  - (3) 事業計画・事業報告の承認
  - (4) 会則変更の承認
  - (5) 役員会決定事項のうち重要事項の承認
  - (6) その他、会長が必要と認めた事項
3. 臨時総会では、前各号において臨時に決定または承認等が必要となった事項を行う。

(役員会)

**第13条** 役員会は、総会決議事項以外の事項の議決を行い、会の執行を担当する。

2. 役員会は、監事を除く役員で構成し、必要に応じ会長が招集する。

(会議の成立と議決の方法)

**第14条** 総会および役員会の設立と議決の方法は次のとおりとする。

- (1) 総会の定足数は特に定めず、出席者によって成立する。
- (2) 総会議事の議決は、出席者の過半数を持って行う。

- (3) 役員会の定足数は、役員の過半数とする。
- (4) 役員会の決議は、出席者の3分の2以上の同意による。

(運営委員会)

**第15条** 本会の円滑な運営と会員増強を進めるため、運営委員会を設置する。

2. 運営委員会は、運営委員により構成される。
3. 運営委員会の活動費は、後援会予算より支出する。

(事務局)

**第16条** 後援会に事務局を置き、事務局長および事務局員若干名により、広報・庶務・会計に関する事務を行う。

(会計・事業年度)

**第17条** 後援会の会計年度・事業年度は4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

**第18条** 後援会の運営に要する経費は、会費・寄付(賛助金)・その他の収入をもって充てる。

(個人情報)

**第19条** 個人情報保護の重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な利用と安全管理のために必要な措置を講じる。

2. 「プライバシーポリシー」を別途定める。

(その他)

**第20条** 本会の目的を成就するため、必要に応じ、賛助会員等、第4条乃至第5条によらない会員を受け入れることができる。

2. 前項ならびにこの規程の定めのない事項または定めと異なる運用を行う場合は、役員会の決議を得なければならない。ただし、第12条(総会にかかる事項)と第14条(決議の方法にかかる事項)については、総会の決議を要する。

附則

1. この会則の改定権者は総会とする。
2. この会則は、令和5年9月7日より施行する。
3. 後援会の発足は令和5年9月7日とし、会計年度も同日からとし、第一年度は令和6年3月末日までとする。
4. 令和6年6月25日 一部改定